

* 障害者控除対象者認定書の交付をご希望の方へ *

高齢者の方に対する税法上の障害者控除

障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害者に準ずるものとして、福祉事務所長の認定を受けた場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象となります。

所得控除の対象となる年の 12 月 31 日時点における要介護認定結果情報を確認し、該当する方には「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を税務署等での税申告の際にご提出いただくと、所得税や住民税の控除を受けることができます。

【障害者控除の対象となる方】

障害者控除対象者認定基準日（所得控除の対象となる年の 12 月 31 日時点）において、次の要件をすべて満たす方

- (1) 墨田区に住所がある 65 歳以上の方
- (2) 介護保険の要介護認定結果情報による身体状況等が、下記の認定基準に該当している方
＜認定基準＞

障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ a 以上で、介護度が要支援 1 以上
	身体障害者（3 級～6 級）に準ずる	「障害高齢者の日常生活自立度」が A 以上で、介護度が要支援 1 以上
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる	「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ a 以上で、介護度が要介護 3 以上
	身体障害者（1 級、2 級）に準ずる	「障害高齢者の日常生活自立度」が B 以上で、介護度が要介護 3 以上
	ねたきり高齢者	要介護認定結果情報において、以下の項目にすべて該当すること ①起き上がり…「できない」、 ②歩行…「できない」、 ③洗身…「全介助」又は「行っていない」、 ④食事摂取…「一部介助」又は「全介助」、 ⑤排尿…「全介助」、 ⑥排便…「全介助」

参考：障害者控除額

認定区分	所得税	特別区民税
障害者	27 万円	26 万円
特別障害者	40 万円	30 万円



【申請方法】

認定書の交付を希望される方は、控除の対象となるかを事前にお問い合わせください。
対象となった方には申請書をお送りします。申請は原則、郵送受付です。

申請書の提出から交付まで概ね 2 週間程度かかります。

過去の認定書の申請又は対象者がお亡くなりになった場合は、随時ご連絡ください。

まずは、お電話をください

【問い合わせ先】 平日 8：30～17：00（区役所 4 階）

墨田区高齢者福祉課 支援係 電話：03-5608-6168